

豊中市立第十四中学校 問題行動への対応チャート

大阪市教育委員会及び大阪府教育庁資料に基づき作成

いじめ・暴力行為・問題行動等の発見 または 本人・保護者・友人からの連絡、通報

ねらい

■児童生徒の問題行動発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、及び教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベル例を示し理解・協力を求めることが重要である。

レベルⅠでも状況により校内委員会を開催することもある。

校内委員会の開催 (対応レベルを協議し、対応の検討と役割分担を行う)
 ☆役割分担 (生徒からの聴取・聴取後の対応・保護者対応等)
 ☆状況の把握…事実を時系列で整理・記録。
 ☆対応方針 (レベル) の検討と確認。
 ☆内容によっては教育委員会に状況を随時伝え、連携して対応を図る。(報告書の提出)
 ☆いじめ事案はレベルに関わらず委員会に報告が必要。

対応レベル①	対応レベル②	対応レベル③	対応レベル④	対応レベル⑤
担任・学年が把握し、注意・指導を行うレベル ※管理職、生徒指導担当に報告。(校内生徒指導報告書の作成)	管理職・生徒指導部(担当)を含めた学校全体で共通理解を図り、指導改善を行うレベル 担任・学年教員とともに、生徒指導主事や管理職が指導し同じことが繰り返されないように保護者を交えて指導する。	警察や関係機関と連携して校内での指導を行うレベル 警察・福祉部局と連携し、指導計画を立て学校で指導するとともに、保護者にも働きかける。	委員会が主導的役割を担い、学校管理規則に則り出席停止措置を行い、警察等と連携し校外での指導を行うレベル 教育委員会が出席停止を行い、指導計画に基づき。家庭・校外で指導する。	学校・教育委員会から警察・福祉機関等、外部機関対応の主体が移るレベル 教育委員会が主導で、警察・副指揮官・児童福祉施設等と学校の連携を図り、対応する。

再発防止に向けて
 ・継続的な観察・指導
 ・保護者との連携
 ・関係機関との連携

関係機関への支援要請

改善が見られた場合、校内での対応を継続し、見守る

ねらい

- ☆加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ☆問題行動等による被害者の被害拡大を未然に防ぐ。
- ☆教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ☆レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

留意事項

- 問題行動が発生した場合は報告・連絡・相談・記録をしっかり行い、校内委員会において対応レベルを協議し対応にあたる。
- 対応は教育委員会への報告・相談を大切にし、問題行動レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、協議しひとつ上の重いレベルとして対応することも考える。
- 暴力行為等は、関係機関と連携し、毅然とした姿勢で対応する。